

(地 117)

平成13年10月16日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

国内における生物テロ事件発生を想定した対応について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「米国の同時多発テロ」を契機とした国内における生物兵器への対応につきましては、平成13年10月12日付(地 114)の文書をもって貴職宛にお送りいたしました。

別添の通り、厚生労働省健康局結核感染症課から各都道府県等衛生主管部(局)感染症対策担当者宛に、国内における生物テロ事件発生を想定した対応について、事務連絡がなされました。

つきましては、本事務連絡をお送りしますので、貴職におかれましても本件についてご了知いただくとともに、炭疽は感染症法において全数把握4類感染症であります。米国の状況等も踏まえ、感染者(疑われる感染者を含む)を診察した場合には、直ちに最寄の保健所に届出を行っていただくと同時に国立感染症研究所(電話:03-5285-1111(代表))にご相談、情報提供をしていただきますよう貴会管下医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。また、その他異常な感染症の発生を疑う場合につきましても、保健所及び国立感染症研究所に情報提供をしていただきますよう併せて周知方お願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成13年10月11日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）感染症対策担当者 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

国内における生物テロ事件発生を想定した対応について

標記に関しては、すでに平成13年10月4日付「『米国の同時多発テロ』を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」で通知しているところですが、今般、救命救急センター、災害拠点病院等に対し、「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、別添のとおり感染症に関する危機管理の対応について依頼するとともに、併せて、炭疽等の感染症診断等について情報提供いたしましたので、貴管内の感染症指定医療機関に対する周知方等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、関連情報について、知見の蓄積に応じて、今後とも修正、更新がありうることを申し添えます。

[問合せ先] 結核感染症課

TEL 03 - 5253 - 1111

藤 井 2373

伊 藤 2377

(別 添)

今般、外電によりますと、米国（フロリダ）で3人目の炭疽感染者の発生が確認されました。ついては、念のため、医療機関（特に救命救急センター）におかれましては、平成13年10月4日付通知「『米国の同時多発テロ』を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」の「第2 感染症に関する危機管理の対応について」を参考に対応の徹底をお願いいたします。

炭疽は感染症法において4類感染症（全数把握）となっておりますが、米国での状況等も踏まえ、感染者（疑われる感染者を含む）を診察した場合は、直ちに最寄りの保健所に届け出を行っていただくと同時に国立感染症研究所（電話：03-5285-1111（代表））にご相談、情報提供をお願いします。同様に、その他異常な感染症の発生を疑う場合につきましても、保健所及び国立感染症研究所にご相談、情報提供下さい。

なお、米国の対応等からみて、生物テロに用いられる可能性が高いと考えられている主な感染症の概要について、別紙1を参考として適切な対応をよろしくお願いいたします。

炭疽菌等の感染症診断のための詳細情報については、別紙2を参考としてください。

生物テロに使用される可能性が高い感染症の察知等について（暫定版^{H13.10.11}）

	天然痘	炭 疽（肺炭疽）	ペスト（肺ペスト）	ボツリヌス毒素
分 類	（指定感染症）	4 類感染症	1 類感染症	食中毒 乳児ボツリヌス症（1歳未満）/ 4 類感染症
臨床症状	非特異的発熱、筋肉痛 （2～4日）特徴的な発疹	感冒様症状 突然の呼吸不全 （2～3日）死亡	高熱、気管支炎 呼吸不全 敗血症（1～2日）死亡	神経症状 （眼症状 球麻痺 下方へ）
補助診断		胸部X線で特徴的な縦隔拡大 血液グラム染色、血液培養 グラム陽性桿菌の証明	胸部X線 喀痰塗抹・培養 血液培養	
確定診断	天然痘ウイルスの証明 （PCR、電顕、培養等）	炭疽菌の証明（PCR、培養等）	ペスト菌の証明 （蛍光抗体法、PCR等）	糞便、食品、血清等から毒素の 証明（中和試験等）
診断から届出	<p>医療機関による疑い診断</p> <p>水痘^{注1}（4類） 7日以内 ↓ 直ちに</p> <p>保健所 都道府県</p> <p>厚生労働省 感染症情報センター （国立感染症研究所）</p> <p>感染症発生 動向調査 10/4 通知^{注2} による周知</p> <p>（感染症法に基づく）</p> <p>注1 成人における異常な水痘発生 として察知される可能性あり。</p> <p>注2 明らかに（感染症の）異常な動 向が疑われる場合にあつては、 国立感染症研究所感染症情報セ ンターに直ちに情報提供する。</p>	<p>医療機関による疑い診断</p> <p>確定診断 7日以内 ↓ 直ちに^{注3}</p> <p>保健所 都道府県</p> <p>厚生労働省 感染症情報センター （国立感染症研究所）</p> <p>感染症発生 動向調査 10/4 通知^{注2} による周知</p> <p>（感染症法に基づく）</p> <p>注3 原因不明の急性呼吸不全患者の 多発として察知される可能性あ り。</p>	<p>医療機関による疑い診断</p> <p>確定診断 直ちに ↓ 直ちに^{注3}</p> <p>保健所 都道府県</p> <p>厚生労働省 感染症情報センター （国立感染症研究所）</p> <p>感染症発生 動向調査 10/4 通知^{注2} による周知</p> <p>（感染症法に基づく）</p> <p>注3 原因不明の急性呼吸不全患者の 多発として察知される可能性あ り。</p>	<p>乳児ボツリヌス症 其他^{注4}</p> <p>確定診断 7日以内 ↓ 直ちに^{注5}</p> <p>保健所 都道府県</p> <p>厚生労働省 感染症情報センター （国立感染症研究所）</p> <p>感染症発生 動向調査 10/4 通知^{注2} による周知</p> <p>（感染症法に基づく）</p> <p>注4 成人の場合、飲食物との関連が 明らかであれば食中毒としての 届出がある可能性がある。</p> <p>注5 原因不明の神経麻痺患者の多発 として察知される可能性あり。</p>

詳細については、関連ホームページ等を参照して適切な対応を図ること。

国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

I D W R (感染症発生動向調査週報)

感染症の話

- ・炭疽 1999年46週(第33号)
- (<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>)
- ・天然痘については、近々に掲載予定

日本医師会ホームページ

米国における同時多発テロ事件に関連して

- ・炭疽(「感染症の診断・治療ガイドライン(厚生省保健医療局結核感染症課、日本医師会感染症危機管理対策室)」より抜粋)(PDF)
- ・バイオテロリズムの脅威 - 生物兵器(炭疽菌)によるテロリズム - (10/11 一部加筆・修正)
- (<http://www.med.or.jp/etc/terro.html>)

厚生労働省ホームページ

動物由来感染症を知っていますか?

- ・中近東 炭疽
- (http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/page_h/h07.html)

動物衛生研究所九州支所ホームページ

臨床細菌研究室

- (<http://www.sat.affrc.go.jp/saikin/saikin.htm>)

C D C (Centers for Disease Control and Prevention) のホームページ

炭疽

- ・Facts about: Anthrax, Botulism, Pneumonic Plague, Smallpox
- (<http://www.bt.cdc.gov/>)
- ・Disease Information (Anthrax)
- (http://www.cdc.gov/ncidod/dbmd/diseaseinfo/anthrax_g.htm)
- 天然痘
- ・Facts about: Anthrax, Botulism, Pneumonic Plague, Smallpox
- (<http://www.bt.cdc.gov/>)
- ・Disease Information (Anthrax)
- (http://www.cdc.gov/ncidod/dbmd/diseaseinfo/anthrax_g.htm)

WHOのホームページ

炭疽

- ・WHO/EMC/ZDI/98.6
- Guidelines for the Surveillance and Control of Anthrax in Humans and Animals
- (http://www.who.int/emc-documents/zoonoses/docs/whoemczdi986_nofigs.html)
- ・RATIONALE FOR SURVEILLANCE & RECOMMENDED CASE DEFINITION etc
- (<http://www.who.int/emc-documents/surveillance/docs/whocdscsr992.html/02Anthrax.htm>)
- 天然痘
- ・WHO/EMC/ZDI/98.6
- Guidelines for the Surveillance and Control of Anthrax in Humans and Animals
- (http://www.who.int/emc-documents/zoonoses/docs/whoemczdi986_nofigs.html)
- ・RATIONALE FOR SURVEILLANCE & RECOMMENDED CASE DEFINITION etc
- (<http://www.who.int/emc-documents/surveillance/docs/whocdscsr992.html/02Anthrax.htm>)